

大規模小売店舗立地庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 大規模小売店舗立地法の施行に当たり、大規模小売店舗（以下「大型店」という。）の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、大型店を設置する者がその施設の配置及び運営方法について適正に配慮すべき、交通渋滞、交通安全、騒音、廃棄物等の必要な事項について協議するため「大規模小売店舗立地庁内連絡会議」を設置する。

(構成)

第2条 会議は、別表に掲げる課の長（以下「課長」という。）をもって構成する。
2 課長が欠席する場合は、職員の代理出席を認めるものとする。

(会議)

第3条 会議は、産業労働部商業・サービス産業支援課長が招集し、議長となる。
2 議長は、会議を運営し、議事を整理する。
3 議長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる課長の一部の出席を求めて会議を開催することができる。
4 議長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる課長以外の者に会議への出席を求めることができる。
5 議長に事故あるとき、又は、議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する職員が、本条に規定する議長の職務を代理する。

(協議事項)

第4条 会議は、次の事項について協議する。
(1) 大型店の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、大型店を設置する者がその施設の配置及び運営方法について適正に配慮すべき、交通渋滞、交通安全、騒音、廃棄物等の必要な事項について協議する。
(2) その他、大型店の周辺地域の生活環境の保持のため、必要な事項について協議する。

(庶務)

第5条 会議等の庶務は、商業・サービス産業支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、商業・サービス産業支援課長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。